

乍レ恐以ニ書付一御訴訟申上候

一当六月中之大雨ニ付御 上水渴水仕、小宮山庄九郎様

荒川八郎兵衛様羽村迄御通り被レ為レ成、先月廿九日より

常水ニ罷成七月朔日ニ御帰り被レ遊候、御上下御 覧

被レ為レ成候通り当村呑水堀一切掛け不レ申樋口ニ錠前

おろし置大切ニ相守申候、然所ニ同日之朝御

奉行様拙者所を御立被レ遊候と追付御跡より

御 公用御座候而江戸え罷出、関村ニ御休被レ遊

候ニ付御組衆中様迄掛リニ御目一罷通り候

一同日拙者留主之内何もの仕候哉、右水門之錠前

盜取候内水廻り衆御出御覽被レ成、人足御よび

水門口ニ芝御切掛け、名主不ニ罷出一不届千万之旨

御断之由ニ候得共、拙者留主ニ而組頭共罷出候

其夜中拙者帰宅仕驚入手前長持之錠前

早々掛け直シ、封印付置村中え又候急度申付

置候 村離れ式拾町程御座候得ハ水門錠前毎々より

四度被ニ盜取一迷惑仕候

一其以降御水廻り御役人衆迄再三罷出、郷中者

不及レ申往還之人馬迄及ニ渴水一難義仕候間、此旨下

玉川清左衛門殿同庄右衛門殿迄御申上樋口御明ケ被レ下

候様ニと達而御わび申候得共御承引無「御座」、其上

御渴水之時分呑水水門口明ケ候旨御申渡、又候

封印御付被レ成郷中難義至極ニ奉レ存候 小川新田村

開発五拾三年以来度々渴水之節ハ不レ及ニ申上ニ

常々御大切ニ相守罷有候所ニ、少之内錠前紛失ニ

付右之旨御申渡永々水口御留メ被レ成郷中往還之人馬迄及ニ難義ニ申候 向後弥以郷中え急度

申付御渴水之節者不レ及ニ申上ニ常々大切ニ相守

可レ申候 御慈悲ニ右之段御救免之上、呑水先規之通被ニ下置ニ候ハヽ、村中大小之百姓共難レ有可

レ奉レ存候以上

武州小川新田村

宝永五年子七月

名主九

市印

組頭 兵左衛門印

同 義左衛門印

同 又右衛門印

同 源右衛門印

同 伊右衛門印

同 三郎右衛門印

同 弥五右衛門印

同 庄三郎印

同 庄兵衛印

【解説】

六月の大雨で羽村の取水口が壊れ、玉川上水は渴水しました。その為、水門が閉じている最中施錠された筈の分水口の錠前が何者かによって盗まれ、小川分水だけが通水する事態となりました。急速長持の錠前を使用し封印したものの、この錠は過去四度も盗まれ、その罰として水門は閉ざされ、ひと月以上もの間村人は水なしの生活を余儀なくされました。この文書はその時御上水奉行に宛てた通水を願う嘆願書です。

次に文字を見ていきましょう。3行目「覽」は難解です。一見すると「言」(ごんべん)又は「足」(あしへん)のように見えます。これは崩し字の特徴である「臣」(冠) + 「見」(脚)の構造が少し変化し、「臣」(扁)と「覓」(旁)のように書かれるからです。「尋」 (ヨ)、「寵」 (ヨ)、などにもこの傾向が見られます。6行目「跡」は読めましたか。 (あしへん)が崩れると最初の紹介の通り「迹」(ごんべん)と区別しづらいので「旁」や文脈から判断しましょう。の様にも見えます。「往還」の「還」も難解です。「懸」と酷似していますが画数が多い方が「還」です。

玉川上水には、各村に水を引くための分水口がいくつも設けられた。図は小川分水の水門と分水口で、水門に付けられた戸板(差蓋)を上下させることで取水量が調節出来る。渴水時には江戸への送水が優先され、村々の取水量は制限された。小川村では、分水口閉鎖時に勝手に戸板を開ける者が続出したため、元禄14(1701)年に錠前の掛かる水門が設置されるが、ここで紹介した文書のとおり、その後も錠前を外し勝手に分水口を開けようとする者がいた。

分水口の模式図

